

WTOモンテリオール非公式閣僚会合の結果概要について

平成15年8月
農林水産省

1. 日時・場所

平成15年7月28日(月)～30日(水) 於モンテリオール(カナダ)

2. 参加国

日本、米国、カナダ、EU、スイス、豪州、NZ、インド、中国、韓国、シンガポール、香港、パキスタン、バングラデシュ、チリ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、ガイアナ、ケニア、南アフリカ、モロッコ、レソトの貿易担当大臣及びスパチャイWTO事務局長、カスティーヨー一般理事会議長

(我が国からは、亀井農林水産大臣、川口外務大臣、平沼経済産業大臣が出席)

3. 非公式閣僚会合の議論の概要

農業

(1) 農業交渉に関しては、市場アクセス分野における関税削減方式や、高関税への対応のあり方、国内支持分野については、EUのCAP改革の交渉上の意味合いなどについて、また、輸出補助金については、撤廃か削減かなどの論点について議論が行われた。

(2) 我が国からは、次の通り、3分野それぞれに関する我が国の基本的な考え方を主張した。

- ・ 国内支持については、我が国は、UR合意以降、価格支持政策から市場シグナルを重視した価格形成への移行等の改革を進め、AMSを大幅に削減してきた。国内支持の削減は、各国の農業・農政の実態や今後の情勢変化に対応可能となるよう、柔軟性のある総合AMS方式で、現実的な削減幅で行うべき。
- ・ 輸出補助金については、輸出信用等全ての形態の輸出補助金について同様の規律が確立されることが必要。
- ・ 市場アクセスについては、
各国のセンシティブ品目への対応、特惠マージンの維持を可能とする柔軟性のある削減方式とすべきであり、加盟国の過半数が支持しているUR方式以外に合

意の途はない

我が国の途上国からの農水産物の輸入額は、純輸入額ベースで約150億ドルで世界第1位であり、更に、本年4月より特惠措置を大幅拡充したところであり、このような措置の効果を最大限に活かすためにもUR方式が最も適切

農業の生産条件の格差を無視したハーモナイゼーションによる大幅・急激な関税引下げでは、条件に恵まれない多くの国の農業に壊滅的な打撃であり、受け入れられない。

- (3) 我が国からは、以上の点を主張した上で、ルール要素を含めたバランスの取れた現実的かつ包括的なモダリティ合意を目指すべきであり、そのためにも過大な主張をしている国が現実的になることが不可欠であることを強く主張した。
- (4) 議論全体の流れを受けて、スパチャイ事務局長から、カンクンまで時間がないため、全ての加盟国が柔軟性を示す必要があること、途上国の関心に応えて、補助金や高関税への対応をする必要があること、市場アクセスに関して言えば、スイス・フォーミュラとUR方式の対立があるが、中間の妥協案を模索する必要があるのではないか、といった点が指摘された。
- (5) 市場アクセスに関し、米国からハーモナイゼーションと柔軟性を組み合わせた新たなアイデアが、EUからはUR方式の変形という新たなアイデアが示された。アクセス数量の拡大を組み合わせるとの考えが含まれている点が、2つのアイデアの共通点となっている。更に、8月中旬に向けて、米・EUより、市場アクセスを含めた農業分野の共同ペーパーを作成するよう努力する意向が示された。

非農産品市場アクセス

- (1) 基本的には、関税削減フォーミュラのあり方、分野別アプローチ、途上国のための特別かつ異なる待遇などについて議論が行われたところ。林水産物の関税撤廃に、NZとチリが触れた。
- (2) 我が国からは、ジラルル・フォーミュラは高関税の是正につながらないとの問題点があり、先進国、途上国共通の単一のフォーミュラを適用すべきこと、多くの国が指摘しているセンシティブ分野への配慮も必要なこと、セクター・アプローチも重要な要素であるが、林水産物の関税撤廃については、持続的開発の観点から受け入れられないことなどを発言した。

4. 二国間会談の概要

EUフィシュラー農業担当委員（7月29日17:00～17:45）

フィシュラー委員との会談では、EUと米国との間の協議状況等について意見交換し、先方からは、3分野のいずれについても、なお見解の隔たりがあり、特段の進展は見られないものの、引き続き議論を継続することが重要との認識が示された。当方からも、日・EUでの連携を基本としつつ、日・米・EUそれぞれの間で、様々なレベルで引き続き議論を行っていくことが重要との認識で一致した。

カナダ・ヴァンクリフ農業・農産食品大臣（7月29日14:30～15:05）

ヴァンクリフ大臣との会談では、カナダで発生したBSEに関し、先方から、30ヶ月齢以上の特定部位の除去を行うこと等が説明されたが、当方から、サーベイランスの強化等の対策等については、依然として、具体的内容及び実施時期が不明であり、これらについて十分な説明がなされない限り、輸入再開の検討はできないと述べた。